

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第17条の規定に基づく情報の公表
 (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

任命権者	情報公表項目について																	
	①女性職員の採用割合 (%)	②採用試験の受験者の女性割合 (%)	③職員の女性割合 (%)	④離職率 (%)		⑤約10年度前に採用した職員の男女別継続任用割合 (%)		⑥男女別の育児休業取得率 (%)		⑦男性の配偶者出産休業等取得率 (%)	⑧超過勤務の状況 (月平均時間)	⑨超過勤務の状況 (月平均時間)	⑩年次休暇取得率 (%)	⑪管理職の女性割合 (%)	⑫各役職段階の職員の女性割合 (%)			
				男性	女性	男性	女性	男性	女性						係長相当職	課長補佐相当職	課長相当職	部長相当職
市長	・事務 35.1% ・土木/建築 25.0% ・保育士 100% ・幼稚園教諭 100% ・保健師 100% ・社会福祉士 100% ・司書 100%	・事務 43.9% ・土木/建築 25% ・保育士/幼稚園教諭 96.2% ・保健師 75% ・社会福祉士 66.7%	・事務 38.7% ・土木技術職 (技師含む) 0% ・建築士 25% ・保健師 100% ・管理栄養士 100% ・保育士 100% ・社会福祉士 33.3% ・精神保健福祉士 0% ・技能労務職 7.7%	24歳以下 0% 25~29歳 2.1% 30~34歳 2.6% 35~39歳 3.4% 40~44歳 0% 45~49歳 0% 50~54歳 5.1% 55~59歳 2.7%	24歳以下 0% 25~29歳 2.7% 30~34歳 0% 35~39歳 0% 40~44歳 3.1% 45~49歳 0% 50~54歳 0% 55~59歳 0%	100.0%	80%	・事務 5.3% ・土木技術職 (技師含む) 該当者なし ・建築士 0% ・社会福祉士 該当者なし ・技能労務職 該当者なし	・事務 100% ・保健師 100% ・栄養士 該当者なし ・保育士 該当者なし ・技能労務職 該当者なし	60.0%	12.0時間	・事務 12.5時間 ・土木技術職 (技師含む) 8.4時間 ・建築士 4.5時間 ・保健師 9.2時間 ・管理栄養士 5.7時間 ・保育士 10時間 ・社会福祉士 12.9時間 ・技能労務職 10.3時間	69.8%	26.6%	53.3%	41.5%	19.4%	0.0%
公営企業	/	/	・事務 27.3% ・土木技術職 (技師含む) 0%	/	/	/	/	/	/	/	9.6時間	・事務 10時間 ・土木技術職 (技師含む) 7.2時間	71.4%	33.3%	33.3%	25.0%	0.0%	0.0%
議会	/	/	・事務 16.7%	/	/	/	/	/	/	/	2.2時間	・事務 2.2時間	51.0%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
代表監査委員	/	/	・事務 33.3%	/	/	/	/	/	/	/	1.3時間	・事務 1.3時間	79.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
教育委員会	・市費負担教職員 50%	・市費負担教職員 50%	・事務 45.8% ・建築士 0% ・幼稚園教諭 100% ・管理栄養士 100% ・市費負担教職員 75.0% ・技能労務職 50%	24歳以下 0% 25~29歳 0% 30~34歳 0% 35~39歳 0% 40~44歳 0% 45~49歳 0% 50~54歳 0% 55~59歳 0%	24歳以下 0% 25~29歳 0% 30~34歳 0% 35~39歳 0% 40~44歳 0% 45~49歳 0% 50~54歳 0% 55~59歳 12.5%	100%	50%	・事務 25% ・建築士 該当者なし ・市費負担教職員 該当者なし	・事務 100% ・管理栄養士 該当者なし ・幼稚園教諭 100%	50.0%	8.5時間	・事務 8.8時間 ・建築士 1.4時間 ・管理栄養士 1時間 ・幼稚園教諭 1.4時間 ・市費負担教職員 0時間	58.9%	34.5%	83.3%	60.0%	0.0%	0.0%
農業委員会	/	/	・事務 50%	/	/	/	/	/	/	/	1.6時間	・事務 1.6時間	94.1%	50.0%	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%

【データの時点】

平成31年4月1日現在 ①③⑪⑫
 平成30年度末 (平成30年3月31日) 現在
 平成30年度 ②⑥⑦⑧⑨
 平成30年 ⑩

【公表年月】
 令和元年9月

【その他】

- ①, ②は, 市長部局での一括採用の数値。また, ①における保育士は, 保育教諭を含む。
- ⑥育児休業取得率の母数は, 以下に該当する職員の合計値による。
 - 平成30年度に子が出生し, 新たに育児休業の取得が可能となった職員
 - 平成30年度において育児休業取得の対象となる子があり, かつ平成29年度以前に当該子にかかる育児休業を取得しなかった職員
- ⑩年次休暇取得率は, 当年に新たに付与された年次休暇日数に対して当年内に取得した日数の割合であり, 100%を超える取得率は前年から繰り越した年次休暇を取得していることを示す。